

生息地等保護区について

参考資料

(1) 保護区の指定について

県では希少種の保護を図るため、長野県希少野生動植物保護条例（以下「条例」）に基づいて保護すべき種を指定するとともに、重要な生息地を保護区として指定している。

(2) 根拠法令

条例第 23 条

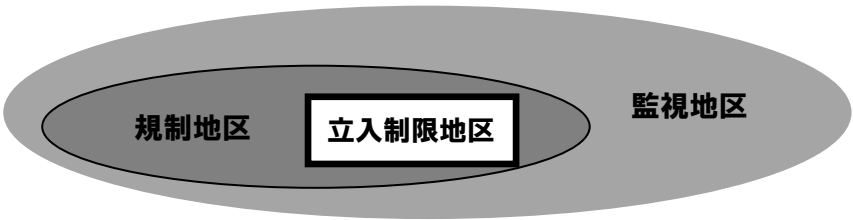
知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系としてその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生体その他その個体の生息又は生息状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

(3) 保護区の規制と指定効果

ア. 保護区の指定区分

指定区分	保護区内の位置付け	規 制 概 要
監視地区	規制地区の緩衝地帯	一定の行為について制限（届出制）
規制地区	保護すべき区域	保護のために土地の形質変更等を制限（許可制）
立入制限地区	保護区域内の核心部	特に保護を図るため立入を制限

保護区イメージ図



イ. 保護区の規制と指定効果

指定区分	指定に伴う規制内容	指 定 効 果
すべての区分	土地の形質変更行為は許可が必要	生息地の改変行為をコントロール
規制地区・ 立入制限地区	農林業など認めた者以外の立入を規制	生息地の踏み荒らしを軽減
	普通種の動植物採取も届出が必要	全種の捕獲制限により違法捕獲防止に効果

ウ. 保護区に係る規制の適用除外事項（すべての区分）

- ・ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- ・ 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- ・ 第 23 条第 1 項の規定による指定がされた時において既に着手している行為